

令和6年度墨田区いじめ問題対策協議会 次第

令和7年1月29日（水）午後2時
区役所17階 第1委員会室

司会 庶務課長 塩澤 満

1 協議会の役割

2 委員紹介

3 会長あいさつ

墨田区いじめ問題対策協議会会長

墨田区長 山本 亨

4 議 事

- (1) 区立学校におけるいじめの現状について
- (2) いじめの防止等の取組について
- (3) その他

配布資料

- 1 区立学校におけるいじめの現状・・・・・・・・・・資料1
- 2 いじめの防止等の取組状況
 - (1) 令和6年度 区のいじめの防止等の取組について・・・・・・・・資料2
 - (2) 区立学校におけるいじめ防止等の取組について・・・・・・・・資料3
 - (3) 「いじめから子供たちを守るために」（保護者配布リーフレット）
・・・・・・・・・・資料4
- 3 墨田区いじめ問題対策協議会委員名簿・・・・・・・・・・資料5
- 4 組織体制表・・・・・・・・・・資料6
- 5 墨田区いじめ防止対策推進条例・・・・・・・・・・資料7
- 6 墨田区いじめ問題対策協議会規則・・・・・・・・・・資料8

区立学校におけるいじめの状況（令和5年度）

資料 1

※ 全国と都は令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査から、区は学校が提出しているいじめ個票からの数値である。

【小中学校におけるいじめの認知件数（過去5年間）】

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	88	76	67	78	1,666
中学校	15	8	8	19	89
計	103	84	75	97	1,755

(件)

【校種別の認知件数】

		令和5年度(出現率)		
		国	都	区
小学校	認知件数(出現率)	582,803(9.8%)	62,755(10.6%)	1,666(16.01%)
中学校	認知件数(出現率)	119,620(4.1%)	6,822(3.0%)	89(2.22%)
合計	認知件数(出現率)	702,423(7.9%)	69,577(8.4%)	1,755(8.21%)

(件)

【校種別の認知学校率】

認知学校率		令和5年度		
		国	都	区
小学校	認知学校率(校数)	91.5%	98.3%	100%(25校)
中学校	認知学校率(校数)	89.6%	93.7%	100%(10校)
合計	認知学校率(校数)	90.9%	96.8%	100%(35校)

【学年別認知件数】

	小学校						中学校		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
令和4年度	9	9	13	9	13	25	10	4	5
令和5年度	379	390	319	243	206	129	47	29	13

(件)

【いじめの様態】(令和5年度) ※複数回答可

- ・第1位「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」
(小・中共に1位)
区 小学校…1045件、中学校…66件
- ・第2位「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする」
(小2位 中3位)
区 小学校…462件、中学校…12件
- ・第3位「仲間外れ、集団による無視をされる。」
(小3位 中4位)
区 小学校…251件、中学校…12件

区の令和4年度の数値

【校種別の認知件数】

		区
小学校	認知件数(出現率)	78(0.75%)
中学校	認知件数(出現率)	19(0.19%)
合計	認知件数(出現率)	97(0.47%)

【校種別の認知学校率】

		区
小学校	認知学校率(校数)	100%(25校)
中学校	認知学校率(校数)	100%(10校)
合計	認知学校率(校数)	100%(35校)

【いじめの認知件数増加について】

学校へは、アンケート調査等からでも児童・生徒から嫌な思いをしたという訴えがあった場合には、いじめとして認知をするように周知した。そのため、軽微なものでも学校は認知したため、件数の増加につながった。

【いじめ発見の主なきっかけ】（令和5年度の数値）

	小学校			中学校			合計		
	国	都	区	国	都	区	国	都	区
学級担任が発見	9.1%	9.2%	16.0% 267件	9.9%	8.9%	13.5% 12件	9.2%	9.2%	15.9% 279件
アンケート調査等、学校の取組により発見	54.8%	64.8%	72.3% 1,205件	30.7%	41.6%	40.4% 36件	50.7%	62.5%	70.7% 1,241件
本人からの訴え	17.2%	14.5%	6.1% 101件	27.9%	23.6%	15.7% 14件	19.0%	15.4%	6.6% 115件
本人の保護者からの訴え	12.3%	7.3%	3.4% 57件	15.5%	12.7%	15.7% 14件	12.8%	7.8%	4.0% 71件
本人以外の児童生徒からの訴え	3.3%	2.1%	1.0% 17件	5.5%	4.8%	4.5% 4件	3.7%	2.4%	1.2% 21件

【いじめ発見のきっかけについて】

・墨田区では学級担任やアンケート調査等、学校の取組によって発見することが多い。特に小学校では学校で発見している割合が高い。アンケート調査から軽微ないじめでも見逃さないという学校の意識の高さの表れと考える。中学校では、本人や本人の保護者からの訴えによって発見する場合は3割程ある。学校が発見していくためにも、シャボテンログ等を活用しながら引き続き早期発見に努めていく必要がある。

【いじめの解消率】

		令和5年度		
		国	都	区
小学校	解消率	77.2%	77.5%	96.6% 1,666件中1,609件解消
中学校	解消率	75.9%	77.5%	95.5% 89件中85件解消
合計	解消率	77.0%	77.5%	96.5%

小学校の傾向

- ・いじめ解消期間は3か月であり、状況に応じて、期間を経過しても観察を継続したり、本人や保護者との面談を繰り返したりするなど慎重な対応をしている。
- ・小学校6年生であれば進学先の中学校への情報提供を行うなど、丁寧な対応をしている。
- ・本人や保護者との面談を行うなど、いじめ解消の定義や基準に基づいて判断している。

中学校の傾向

- ・生活指導部が中心となって未然防止に努めるとともに、いじめに対する早期発見、早期対応が行える組織体制を構築している。
- ・軽微な事象に関してもいじめとして認知し、管理職等に報告をあげた上で、組織的に対応するよう指導室長が校長会等で周知・徹底を図っている。

		令和6年度 実施事業	
NO	課名	事業名	取組の内容
1	すみだ人権同和・男女共同参画事務所	人権講演会及び人権作文発表会	区民を対象に人権講演会を開催し、啓発を実施する。また、区内中学校生徒による人権作文代表作品の朗読を実施する。講演会場ロビーに、人権啓発コーナーを設け、いじめ防止等に係る人権啓発冊子を配架する。(前年度以前からの継続事業)
		いじめ防止等さまざまな人権問題研修	区民、事業者及び職員を対象とした研修において啓発を行う。(前年度以前からの継続事業)
		いじめ防止等さまざまな人権啓発普及活動	人権啓発冊子「人権感覚」を広く区民に配付し、啓発を行う。(前年度以前からの継続事業)
2	社会福祉会館	きねがわスタンプラリー・文化祭(自主サークル発表展示会)	幼児から大人までを対象とした事業で、館内ブースに人権啓発コーナーを設け、いじめ防止等に係る人権啓発冊子を配架する。(前年度以前からの継続事業)
		親子でハッピータイム	人権週間中に乳幼児とその親へのイベントを開催する。参加者にいじめ防止等に係る人権啓発冊子を配布する。(前年度以前からの継続事業)
3	地域活動推進課	コミュニティ会館指定管理事業	児童館長会において、いじめ防止への取組を求める。また、国、東京都等から提供されたパンフレット等があれば、コミュニティ会館での配布を依頼する。(前年度以前からの継続事業)
		すみだ生涯学習センター指定管理事業	いじめ防止の内容のDVD(小学校編・中学校編)を希望する学校等団体へ貸出を行う。(前年度以前からの継続事業)
4	厚生課	子どもの学習・生活支援事業	参加児童、生徒に人との接し方や気分を害する行為をしないよう、説明し声掛けを行う。また、いじめ等につながる発言や行為があった場合は、指導者から注意を行うとともに聞き取りにより再発を防止する。(前年度以前からの継続事業)
		民生委員・児童委員活動	地域住民の身近な相談相手、専門機関へのパイプ役として活動を行っている。(前年度以前からの継続事業)
5	子育て政策課	児童館指定管理事業	各児童館において、いじめに関する研修等を実施する。(前年度以前からの継続事業)
			指定管理施設である児童館の館長会において、いじめ防止への取組を求める。(前年度以前からの継続事業)
			国、東京都等から提供されたパンフレット等があれば、児童館での配布を依頼する。(前年度以前からの継続事業)
6	子育て支援総合センター	子育て総合相談事業	来庁・電話・メールなど子育てに関する様々な相談に対応し、いじめに関する相談については、各関係機関の情報提供を行っている。(前年度以前からの継続事業)
7	墨田教育センター	教育相談事業	いじめ等に関する相談があった場合は、相談員が相談に応じるほか、保護者の同意を得て、学校等と連携しながら児童・生徒の心のケアにあたる。(前年度以前からの継続事業)

区立学校におけるいじめ防止等の取組について

1 区立学校いじめ防止基本方針の策定

国の「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定)及び「墨田区いじめ防止基本方針」に基づき、その学校の実情に応じ、保護者及び地域の参画のもと「区立学校いじめ防止基本方針」を定める。(区条例第 12 条)

2 組織等の設置

- (1) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。(区条例第 24 条)
- (2) 区立学校において法第 28 条 1 項に規定する重大事態が発生した場合は、教育委員会の附属機関である「教育委員会いじめ問題専門委員会」が調査・審議を行う。

3 区立学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止

「いじめは絶対に許されない」という風土の醸成

- ① 豊かな人間性を育む「心の教育」の充実を図り、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
 - ・いじめ未然防止授業の実施
 - ・道徳科の教科書は、いじめに関する題材が多いものを採択
- ② 児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ③ 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
 - ・指導室主催の研修では、脱傍観者、いじめの定義や対応の確認、児童・生徒が主体的にいじめについて考えられるよう発達支持的生徒指導について講義を行った。
 - ・東京都から通知されたいじめ対策に関するチェックを年 2 回実施した。また、いじめ理解のための研修動画を各校に周知し、活用を促した。

(2) いじめの早期発見

- ① 児童等が発する小さなサインを見逃すことのないよう、心の変化に注意し、違和感を敏感に感じ取る等のチェック機能強化
- ② 定期的な状況調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握と児童等がいじめを訴えやすい体制の整備
 - ・年間 3 回いじめに関するアンケート調査を実施する。
- ③ 保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ④ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

(3) いじめの早期対応

- ① いじめの訴え等を重く受けとめ、いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない校内体制の構築
- ② 教育委員会への確実・迅速な報告と、関係機関や専門家等との相談・連携

(4) 重大事態への対処

教育委員会を通じて、その旨を区長に報告するものとする。

4 取組の見直し・改善

学校のいじめの防止等の取組について、毎年P D C Aサイクルにより管理職が中心に検証を行い、方針等を見直しを行う。

5 相談体制

(1) 電話相談窓口

令和7年1月
墨田区立学校月

児童・生徒のみなさんへ 相談窓口一覧
不安や悩みがあるときは・・・一人で悩まず、相談しよう。



いじめや学校生活、家族や友達との人間関係などについて相談したい。

墨田いじめ電話相談窓口

03-3622-1128



心の悩みや不安などを聞いてほしい。

03-3622-1128



非行や暴力、犯罪被害などを警察に相談したい。

警視庁 本所警察署
03-5637-0110
墨田区の南部を管轄しています

警視庁 向島警察署
03-3616-0110
墨田区の北部を管轄しています



虐待、ヤングケアラーに関して相談したい。

子育て支援総合センター

03-3622-1150

(2) SNS相談窓口「STANDBY」

悩みを抱えている子供やいじめの被害にあっている子供、いじめの事情を知っている子供などが、周囲を気にすることなく相談しやすい環境を整えるために、SNSを活用して匿名でSOSを出せるツールの一つである。現在、小学校4年生から中学校3年生の一人1台端末にはSTANDBYのアプリがインストールされている。

保護者・地域の皆様へ

いじめから子供たちを守るために

～ 子供たちの心に寄り添ういじめの予防・発見・解決 ～

保護者・地域の皆様へ

幼稚園・学校は、集団での学習や生活を通して、社会でよりよく生きていくための力を身に付けるところです。集団生活の中で、友達関係の悩みや困難に直面し、それを解決していく経験も、豊かな心やコミュニケーション力を身に付けていくためには重要です。

しかし、「いじめ」は決して許されることではありません。「いじめ問題」は、いじめに関わった全ての子供たち（被害者、加害者、観衆、傍観者）の人格形成に少なからず影響を与え、場合によっては人と人との関係を断ち切るだけでなく、かけがえのない子供の命を奪うこともある重大な人権問題です。

「いじめ」の未然防止、早期発見、早期解決、再発防止のためには、学校と家庭、地域、関係機関等が「いじめ」についての認識を共有し、連携して取り組むことが必要です。

この「いじめから子供たちを守るために」のリーフレットは、保護者や地域の皆様が、ご家庭、地域において、子供たちと共に「いじめ問題」について考えるきっかけづくりとなることを目指して作成しました。全ては明日の墨田区を支える子供たちの笑顔のために。



「いじめ」ってどんなこと？

法律では「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 平成25年）」と定義されています。

家庭や地域では何をすればいいの？

墨田区では、条例で保護者や地域の役割を次のように定めています。

【保護者の責務】

- 保護者は、子の教育について第一義的に責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 保護者は、区、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

【地域住民の役割】

- 地域住民及び事業者は、国、東京都及び区が実施するいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。 【墨田区いじめ防止対策推進条例（平成26年12月10日制定）】

いじめをしない子供を育てるためには、保護者や地域の働き掛けが何よりも重要になります。

墨田区教育委員会事務局指導室

令和6年4月

子供たちの笑顔のために ～いじめの防止と解消に向けて～

いじめは大人の見えないところで、いろいろな形で行われます。

冷やかし・悪口



遊ぶふりをして乱暴なことをする



集団で無視をする



ネット上の誹謗中傷



いじめはどの学校にもどの子供にも起こり得るものです。加害者が突然、被害者になるケースもあります。また、その様態は直接的な悪口や暴力だけでなく、インターネット上で行われる「いじめ」も増加し、深刻化しています。子供たちを「インターネット上のいじめ」に関わらせないためには、家庭においても、情報モラルについて話し合い、「SNS家庭ルール」を決めるなどすることが大切です。保護者が学校と連携して、いじめの防止を図っていきましょう。

子供の変化を見逃さず、素早い対応が大切です

子供にいつもと違う様子はないでしょうか？

思い当たることはありませんか

- 笑顔がなく、沈んでいる。
- 感情の起伏が激しい。
- 言葉遣いが荒くなる。
- 急に食欲がなくなったり、あるいは過食になったりする。
- 体の痛みやかゆみを訴える。
- 家族に反抗的になり、ものを壊すなど、攻撃的になる。
- 学校に行きたがらず、休日でも家に閉じこもりがちになる。
- ゲームや習い事など、好きなこともやりたがらない。
- 学校や友達のことを話したくない。
- 不安げにスマートフォン等を気にしたり、SNSを見たりしている。
- 一人になるのを怖がり、強い甘えがみられる。
- 付き合う友達が急に変わったり、友達の事を聞くと嫌がったりする。

※いじめ総合対策【第2次・一部改定】上巻（東京都教育委員会）より

環境の変化には特に注意が必要

○進級やクラス替えなど、子供にとって大きく環境が変化するときには、注意して子供の様子を見守りましょう。また、長期休業明けだけでなく、日曜日から月曜日にかけても様子の変化に注意する必要があります。

じっくりと落ち着いて話を聴く

○大人が動揺したり感情的になったりせず、冷静に対応しましょう。まずは、子供の気持ちに共感し、受容して話を聴くことが大切です。

家族で子供と向き合うポイント

- 子供にとってよき相談相手になる。気持ちを受け入れることが大切になる。
- 様子がおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにする。
- 何があっても「守り抜く」、「必ず助ける」ことを真剣に伝える。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝える。
- 子供に次のようなことは言わないようにする。「無視しなさい」、「大したことではない」、「あなたにも悪いところがある」、「いじめられるほうが悪い」、「弱いからいじめられる」

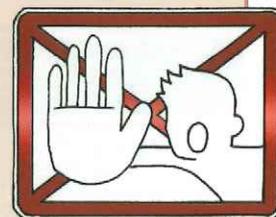


※いじめのサイン発見シート（文部科学省）より

いじめ問題に対する、学校での取組

未然防止のために

- 学校いじめ防止基本方針の策定、共通理解
- 学校いじめ対策委員会の設置、開催
- いじめに関する授業の実施（年3回以上）
そのうち、1回は、「いじめ防止授業地域公開講座」として実施
- いじめに関する校内研修（年3回以上）
- 保護者会等で保護者プログラムの実施
- 情報モラル指導モデルカリキュラムやGIGAワークブックとうきょうを活用した授業の年3回実施や情報リテラシー教育の推進（SNS学校ルールの指導）
- 児童・生徒による自主的な活動（児童会活動・生徒会活動）



早期発見のために

- 「いじめ」の定義に対する共通理解
- 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底
- 学級担任等による子供への声掛け、日常生活の観察
- WEB健康観察システム「シャボテンログ」により児童・生徒の自己調整力向上
- 学級担任による定期的な個人面談の実施・保護者会等を活用した情報の収集
- 毎月10日は「すみだ いじめ防止の日」として、いじめ問題について考える時間を確保
- いじめ発見のためのアンケート調査の実施（年3回以上）
- スクールカウンセラーによる全員面接の実施（小学5年、中学1年対象）

早期対応・早期解決のために

- 学校いじめ対策委員会で対応方針等を決め、組織で対応
- 被害の子供の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
- 加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等
- 加害・被害の子供以外も対象とした指導により再発を防止
- 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応
- 対応記録のファイリング
- 一定期間の指導、観察を経てのいじめ解消の確認



「学校いじめ対策委員会」とは？

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等で構成されます。

個々のいじめの事案やいじめの疑いのある事案について、現状と対応の進捗状況を確認し、今後の対応策を決定し、校長に報告をします。いじめ問題について、教員個人で対応するのではなく、この委員会を核として、組織的に解決を図っていきます。

いじめは、

「どの学校にも」、「どの学級にも」、「どの子にも」
起こり得るという認識をもち、校長の強いリーダーシップの下、全教職員が一丸となって組織的に対応していきます。

いじめから子供たちを守るために

一人じゃない みんなが、子供を守ります



① まずは、幼稚園・学校の先生に相談を！

- 子供のことで心配なこと、悩んでいることがあったら、一人で抱え込まずに、幼稚園・学校の先生に相談しましょう。幼稚園・学校では、園長・校長を中心に組織的にいじめ問題の解決を進めています。
- 家族、保護者、地域の方などに相談することも大切です。

② 都内・墨田区内の関係機関

○ 墨田区や都内には、様々な相談関係機関があります。

不安や悩みがあるときは… 一人で悩まず、相談しよう

東京都いじめ相談ホットライン
いじめ、学校生活、家族・友人関係、ヤングケアラー等に関する相談
24時間対応 **0120-53-8288**
メール相談 東京都 教育相談 検索
東京都教育相談センターホームページのメール相談をクリック
東京都教育相談センター

SNS等教育相談
都内の小学生・中学生・高校生向けのSNS等
ニックネームや通称を使って相談することもできます。
毎日 15:00～23:00 受付は22:30まで
東京都教育相談センター

墨田区の主な相談機関
学校生活、子育て等に関する相談
○教育相談室 電話 03-5247-2012
○子育て支援総合センター 電話 03-5630-6351
○すみだスクールサポートセンター (9:00～16:30)
墨田区いじめ電話相談窓口(上記時間外) 電話 03-3613-0127
墨田区教育委員会

24時間子供SOSダイヤル
いじめの問題やその他の子供に関する相談全般
24時間対応
フリーダイヤル **0120-0-78310**
全国統一ダイヤル

こころといのちのほっとライン
生きることに悩んでいる人のための相談
はなしてなやみ **0570-087478**
毎日 12:00～翌朝5:30
東京都保健医療局

話してみなよ 東京子供ネット
いじめ、体罰、虐待等の子供の人權侵害に関する相談
フリーダイヤル はなして なやみ **0120-874-374**
平日 9:00～21:00 土日祝日 9:00～17:00
東京都児童相談センター(子供の権利局連署相談室)

性暴力救援ダイヤル NaNa
性暴力・性被害に関する相談
24時間対応 **03-5577-3899**
性暴力救援センター・東京

考えよう!いじめ・SNS@Tokyo
いじめ防止とSNSの適切な利用に役立つウェブサイトで、アプリ
◆「こころ空模様チェック」アプリを使って、東京都いじめ相談ホットラインに電話ができます。
◆こたエールのネット相談受付フォームにつながります。
考えよう!いじめ SNS 検索
東京都教育委員会

よいこに電話相談
学校、子育て等、子供に関する相談全般
はなしてなやみ **03-3366-4152**
聴覚言語障害者相談(FAX) 03-3366-6036
平日 9:00～21:00 土日祝日 9:00～17:00
東京都児童相談センター

ヤング・テレホン・コーナー
非行、いじめ、不登校、犯罪被害等に関する相談
24時間対応 **03-3580-4970**
◆月～金 8:30～17:15 専門の担当者(心理職、警察官)
◆夜間、土日祝日・年末年始 宿直の警察官が対応
警視庁 少年相談係

児童・生徒を性暴力から守るための相談窓口
教職員等による児童・生徒への性暴力等に関する通報、相談
◆月、火、木 15:00～18:00
◆土 9:00～12:00
東京都教育委員会

こたエール
ネット・スマホのトラブル相談 なやみゼロに
電話相談 **0120-1-78302**
LINE相談 アカウント名「相談ほっとLINE@東京」
メール相談 こたエール 検索
月～土 15:00～21:00(祝日・年末年始を除く)
※メール相談は24時間受付

こころの電話相談
心の健康に関する相談
平日9:00～17:00(土日祝日、年末年始を除く)
千代田、中央、文京、台東、墨田、江東、豊島、北、荒川、板橋、足立、葛飾、江戸川、島しょ地域
03-3302-7711 **03-3844-2212** **042-371-5560**
東京都立精神保健福祉センター

こころの電話相談室
子供の行動や心の発達等に関する相談
042-312-8119
月～金 9:00～12:00
(土日祝日、年末年始を除く)
東京都立小児総合医療センター

不安や悩みは誰にでもあります。身近にいる信頼できる大人や、上にある相談機関に相談してみましょう。

墨田区のSNSを活用した相談窓口

平日 午後5時から午後10時
長期休業日前後の相談については学校からの通知やアプリ上で確認できます。
※アクセスコードは各学校からお知らせします。



iOS



Android

令和6年 3月 墨田区立学校用 児童・生徒のみなさんへ 相談窓口一覧 不安や悩みがあるときは・・・一人で悩まず、相談しよう。

いじめや学校生活、家族や友達との人間関係などについて相談したい。

心の悩みや不安などを聞いてほしい。

学校の勉強についていけず不安、進路で悩んでいる。

非行や暴力、犯罪被害などを警察に相談したい。

虐待、ヤングケアラーに関して相談したい。

教育相談室(すみだ生涯学習センター ユートリヤ内)
03-5247-2012

24時間対応 すみだスクールサポートセンター (午前9時から午後4時30分まで)
墨田区いじめ電話相談窓口 (午後4時30分から午後9時)
03-3613-0127

警視庁 本所警察署 **03-5637-0110**
墨田区の南部を管轄しています

警視庁 同島警察署 **03-3616-0110**
墨田区の北部を管轄しています

子育て支援総合センター
03-5630-6351

墨田区いじめ問題対策協議会 委員名簿

	役職等	氏名
1	墨田区長（会長）	山本 亨
2	墨田区副区長（副会長）	岸川 紀子
3	墨田区教育委員会教育長	加藤 裕之
4	墨田区教育委員会委員	岸田 玲子
5	墨田区立小学校長会会長（業平小学校長）	伊藤 康次
6	墨田区立中学校長会会長（豎川中学校長）	稲垣 吉実
7	高等学校長代表（都立両国高等（附属中）学校長）	金田 裕治
8	墨田区立小学校PTA協議会会長（中川小PTA会長）	矢澤 大輔
9	墨田区立中学校PTA連合会会長（豎川中PTA会長）	中山 善光
10	墨田区青少年委員協議会会長	小野 俊一
11	墨田区少年団体連合会会長	小澤 裕二
12	墨田区民生委員・児童委員協議会会長	鎌形 由美子
13	墨田区保護司会会長	有馬 慶子
14	警視庁本所警察署長	柴田 正
15	警視庁向島警察署長	北川 雅俊
16	東京都江東児童相談所長	栗原 博
17	東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官	歌川 晃議
18	東京保護観察所保護観察官	清水 晴美
19	墨田区青少年育成委員会連絡協議会会長	長谷川 豊
20	東京人権擁護委員協議会 墨田地区人権擁護委員会会長	小林 進
21	クボタクリニック（墨田区医師会）	窪田 彰
22	墨田区企画経営室長	岩佐 一郎
23	墨田区総務部長	中山 誠
24	墨田区子ども・子育て支援部長	酒井 敏春
25	墨田区地域力支援部長	後藤 隆宏
26	墨田区子育て支援総合センター館長	野澤 典子
27	教育委員会事務局次長	岩瀬 均
28	墨田区教育センター所長（指導室長 兼務）	石坂 泰
	事務局	
1	庶務課長	塩澤 満
2	指導室長（墨田区教育センター所長 兼務）	石坂 泰
3	地域教育支援課長	大八木 努
4	すみだ人権同和・男女共同参画事務所長	坂田 勝彦

墨田区いじめ防止対策推進条例

平成26年12月10日

条例第48号

改正 平成28年3月30日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、区におけるいじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、区の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- (4) 児童等 区内の学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (6) 事業者 区内において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、学習塾、スポーツ教室その他の児童等を対象とした事業を行う個人又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等が「やさしさ」及び「おもいやり」の心を大切にし、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等が他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動することができるようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るため、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、事業者その他の関係者の連携の下、地域社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(区の責務)

第5条 区は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための体制を整備するとともに、他の地方公共団体、学校、保護者、地域住民、事業者その他の関係者と協力して、いじめの防止等のために必

要かつ効果的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育委員会の責務)

第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、墨田区立学校設置条例（昭和39年墨田区条例第24号）別表に掲げる小学校及び中学校（以下「区立学校」という。）の設置及び管理に関する事務を行う者として、区立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(区立学校及び区立学校の教職員の責務)

第7条 区立学校及び区立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該区立学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、事業者その他の関係者との連携を図りつつ、区立学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該区立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的に責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、区、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(地域住民及び事業者の役割)

第9条 地域住民及び事業者は、国、東京都及び区が実施するいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第10条 区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(墨田区いじめ防止対策基本方針)

第11条 区は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定により、区におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

(区立学校いじめ防止基本方針)

第12条 区立学校は、法第13条の規定により、当該区立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(墨田区いじめ問題対策協議会)

第13条 区は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定により、学校、教育委員会、児童相談所、東京法務局、警察その他の関係者により構成される墨田区いじめ問題対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、いじめの防止等のための対策の推進に関する事項について協議を行う。

(墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会)

第14条 基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定により、教育委員会の附属機関として、墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について、調査審議し、及び答申する。

3 専門委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

4 専門委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識

を有する者のうちから、教育委員会が任命する委員をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(区立学校におけるいじめの防止)

第15条 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校において、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校におけるいじめを防止するため、当該区立学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、事業者その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該区立学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該区立学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該区立学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校におけるいじめを早期に発見するため、当該区立学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 区は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該区立学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。

4 教育委員会及び区立学校は、前項に規定する相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(区長による報告又は協議の要求)

第17条 区長は、必要があると認めるときは、区立学校におけるいじめの早期発見及びいじめへの対処について、教育委員会に対して状況の報告又は協議を求めることができる。

(関係者間の連携等)

第18条 区は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、他の地方公共団体、学校、家庭、地域住民、事業者その他の関係者との連携の強化、事業者への支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第19条 区は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、区立学校における教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応ずるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために区立学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第20条 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを

通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 区は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第21条 区は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項及びいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第22条 区は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(学校評価における留意事項)

第23条 区立学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(区立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第24条 区立学校は、当該区立学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該区立学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第25条 区立学校の教職員、区の職員その他の児童等からの相談に応ずる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 区立学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該区立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。
- 3 区立学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該区立学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 区立学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 区立学校は、当該区立学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 区立学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるとき

は所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該区立学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

(教育委員会による措置)

第26条 教育委員会は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該報告に係る区立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第27条 区立学校の校長及び教員は、当該区立学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定により、適切に当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第28条 教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定により当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力に関する措置)

第29条 区は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携及び協力に必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による措置等)

第30条 事業者は、その事業活動において、いじめの防止のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、児童等からいじめに係る相談を受け、又はいじめの事実があると思われるときは、いじめを受け、又はいじめを行っていると思われる児童等がそれぞれ在籍する学校及び教育委員会その他の関係者への通報等いじめの早期発見のための適切な措置をとるよう努めるものとする。

2 事業者は、前項の規定によりいじめの早期発見に係る措置をとった場合においては、学校が行う当該いじめへの対処に関し協力するよう努めるものとする。

(区立学校における重大事態に係る対処)

第31条 区立学校は、法第28条第1項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合には、教育委員会を通じて、その旨を区長に報告しなければならない。

2 法第28条第1項の規定による調査は、専門委員会が行うものとする。

3 教育委員会及び区立学校は、専門委員会が前項の規定による調査(以下「重大事態調査」という。)を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

4 教育委員会は、重大事態調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

5 専門委員会は、重大事態調査を行ったときは、その結果を教育委員会に報告するものとする。

6 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を区長に報告するものとする。

(区長の調査等)

第32条 区長は、前条第6項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、重大事態調査の結果について調査を行うものとする。

- 2 前項の規定による調査（以下「重大事態区長調査」という。）は、次条に規定する墨田区いじめ問題調査委員会が行うものとする。
- 3 区長は、重大事態区長調査を行うときにあってはその旨を、当該調査が終了したときにあってはその結果を区議会に報告しなければならない。
- 4 区長は、重大事態区長調査に当たって、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査の結果等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 5 区長及び教育委員会は、重大事態区長調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（墨田区いじめ問題調査委員会）

第33条 区長は、重大事態区長調査を行わせるための附属機関として、墨田区いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

- 2 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者で、専門委員会の委員以外のものうちから、区長が任命する委員をもって組織する。
- 3 委員の任期は、区長が任命したときから重大事態区長調査が終了するときまでとする。

（委任）

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、墨田区規則又は墨田区教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年3月30日条例第14号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

墨田区いじめ問題対策協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、墨田区いじめ防止対策推進条例（平成26年墨田区条例第48号）第13条第1項の規定により設置した墨田区いじめ問題対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び30人以内の委員をもって組織する。

- 2 会長は、区長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 協議会の委員は、区長が依頼する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議の運営)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、これを公開しないことができる。
 - (1) 墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号）第6条各号に掲げる非公開情報について協議するとき。
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、墨田区教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。